

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当する必要があります。

（ は新たに加えられた事由）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。



● 保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？



利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長11時間）

[具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。]